

学校・家庭・地域等は何をすればいいの？

・すべての子どもの「自己有用感」や「自己肯定感」を育成する取組を、関係者相互の連携協力の下で進めます。

学校及び教職員の責務

・学校は子どもにとって安心して通い学習や生活ができる場として、互いに認め合いながら課題を克服していく力や円滑にコミュニケーションを図る力を育てます。

- ◇ 「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努めます。
- ◇ 子どものささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりせずに早期発見に努めます。
- ◇ 教職員は、子どもに直接指導する立場にあることから、いじめにつながるような言動は厳に慎みます。

保護者の責務

・家庭は子どもにとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、子どもの教育の第一義的な責任を有しています。

- ◇ 子どもに家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことなどが望まれます。

道民及び事業者の役割

・地域は子どもにとって異世代間の交流や社会体験活動等に取り組むことができる場として、発達段階に応じた健やかな成長・発達に欠かせない役割を有しています。

- ◇ 子どもが様々な機会を通じて、自分の役割や存在を感じることができるよう、子どもが学校外で活動できる場所や機会を提供することなどが望まれます。

市町村の取組

- ◇ 市町村は、地域の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示すとともに、地域における対策を体系的かつ計画的に行うため、「地域基本方針」を策定し、取組を進めることなどが望まれます。

学校では具体的にどんな取組を進めるの？

学校基本方針の策定と組織の設置

- ◇ すべての学校で、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（学校基本方針）を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を置いて取組を進めます。

道立学校の取組

- ◇ すべての子どもを対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止に取り組めます。
- ◇ インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備します。
- ◇ 複数の教職員で関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知します。など

いじめを発見した・いじめの通報を受けた場合は…

- ・ 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応します。
- ・ いじめを受けた子どもを守り通します。
- ・ いじめを行った子どもに対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。
- ・ いじめを受けた子どもの保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底します。
- ・ いじめを受けた子どもが安心して教育を受けることのできる環境を整備します。など

市町村立学校の取組

・ 道立学校の取組を参考に、各学校で策定した学校基本方針に基づき、積極的に取組を進めることが望まれます。

私立学校の取組

・ 各学校で策定した学校基本方針に基づくとともに、道立学校の取組などを参考に、積極的に取組を進めることが望まれます。

その他の学校の取組

・ 道立学校・市町村立学校・私立学校の取組を参考に、それぞれの学校の特色を生かした取組を進めることが望まれます。

